

序章

紛争と国家形成

——研究会の狙いと今後の課題——

佐藤章

要約：本章は、中間報告全体の序章として、研究会の基本となる問題意識と、研究の出発点として国家形成というキーワードを据えたことの狙いについて述べる。紛争を単に破壊現象としてのみ捉えるのではなく、政治と社会にかかわる包括的なプロセスとして捉え返し、国家と政治との関係を探求していくという方向性を示す。また、本中間報告に収めた事例研究の内容紹介と来年度の研究会に向けた課題も記す。

キーワード：紛争 包括的プロセス 国家形成 国家変容 国家建設

はじめに

「紛争の世紀」と呼ばれた20世紀はもとより、21世紀に入ってもなお、激しい暴力を伴う紛争は世界各地で頻発している。個々の紛争は各国それぞれの背景の中で発生するもので、安易な一般化を許さないが、共通点として確実に言えることは、紛争が国家に様々な悪影響をもたらす深刻な経験だということである。紛争下で行使される暴力は、人的・物的な被害だけでなく、国家運営の基盤である法的秩序や政治活動のルールの破壊をも伴う。さらに紛争のなかで醸成された国民間の相互不信や不和の記憶は、国民国家の統合を支える国民的な一体感にも深刻な亀裂を残す可能性がある。このように紛争が、暴力と破壊に強く結び付いた現象であることはいうまでもない。

しかしながら、紛争は同時に、複雑な包括的プロセスでもある。紛争の過程では、国家や政治のあり方に関わる諸要素のあるものは消失し、またあるものは変質、強化される。さらに新しい要素が生み出されることもある。諸要素間の配置は動的に書き換えられ、やがて来たる「紛争後」の時代の国家と政治の前提条件を形作っていくことになる。この側

面に焦点を当てて紛争を理解しようというのが本研究会の基本的な立場である。研究会の表題に掲げた「国家形成」(state formation) という用語は、国家ないし政治に関連する諸要素の再編の相に注目することで、紛争という包括的プロセスにアプローチする狙いに立って暫定的に設定されたものである。

本書はこの研究会の中間報告であるが、この序章では、研究会の基本となる問題意識について詳しく述べるとともに、初年度の研究会での議論を踏まえた今後の課題について整理することにした。

第1節 包括的プロセスへの眼差し

近年の紛争研究の興隆ぶりは顕著だが、その契機の一つは、1990年代以降の、サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）を中心とする紛争の多発にあった。展開の早い情勢を追尾するように、個々の紛争の背景や展開過程の再構成など、紛争現象そのものに焦点を当てた研究が積極的に蓄積されてきた¹。今後の紛争研究においてもこのアプローチが基本となることはいうまでもないが、これと並行して、紛争研究の蓄積を踏まえた、発展途上国の国家を問い直す試みが必要となってきているように思われる。

紛争を国家との関連において論ずる視点の妥当性は、すでに先行研究で強調されている。例えば武内は、次のように述べる。

「大規模な暴力をともなう近代の紛争は、国家や社会の変容を背景として生じ、また結果としてそれらを急速に変化させてきた。それは個人間・集団間の関係を変え、新たな集団を創出し、さらに個人や集団を統治するシステムにも影響を与える。紛争によって当事者間のパワーバランスが変わり、新たな制度を生み出すこともある。紛争は悲惨な人道的被害をもたらすが、国民の凝集性を高めたり、国家の統一を促したり、平和維持のための制度を作る契機となるかも知れない。紛争は様々なものを破壊するが、同時に多様なものを生み出し、次なる政治変動を準備する。紛争には、国家や社会のダイナミックな変化が映し出されるのである。」(武内 [2009: 15])

ここでは、紛争が国家と社会の変容の帰結として生じること、また、紛争が国家と社会の変容に強い影響を与えることが指摘されている。

紛争を包括的かつ動的なプロセスの内的な一部として捉えるこの視点は、本研究会の基本的着眼点となる。この包括的なプロセスには、政治・経済・社会の各面にわたる近代

¹ 日本における代表的な業績として武内編 [2000, 2003] が挙げられる。

化、法的秩序や国家運営のルールなどの制度化、国民統合の進展などに代表される、規範的な方向付けを伴う諸変化、ならびに、特定の権力構造ないし政治経済体制の確立と再編が含まれている。紛争は、この包括的プロセスにおける特定の歴史的経緯や諸要因の配置の帰結として発生し、プロセス全体から制約を受け、かつ、プロセスへ働きかけながら展開されるものとしてイメージされる。

包括的なプロセスへの注目は、紛争を、前後の歴史的な脈から断絶したものと捉える認識に陥らないためにも重要である。一般に、紛争は「勃発」や「終結」といった、時間のある一時点で切断する語彙で語られがちである。それはこれらの語彙が、人道的惨禍を伴う武力紛争の発生が当事者のみならず観察者にも与える強い衝撃と、終熄を画する華々しいイベント（和平合意や選挙の実施など）への高まる期待を、簡潔に表現しうるものだからであろう。しかしながら、この種の語彙は、時代の断絶を過度に印象づけかねないところに欠点がある。断絶を強調することは、紛争の発生前、展開中、終了後を通底して展開される包括的なプロセスへの眼差しを曇らせ、紛争像を歪めるおそれがあるからである。

紛争に関する時間切断的な認識は、「戦時」（ないし戦争）と「平時」（ないし平和）を対置させる二元論的な認識と深く結びついていることにも問題がある。実際のところ、現実には連続的なものであり、いかなるメルクマールを採用したところで、戦時／平時（戦争／平和）の分岐点は操作的なものでしかない。ある時点において解決策と思われたことが、後に新たな災厄をもたらすことがあるように²、紛争の展開に関する重要な意思決定やイベントの持つ歴史的意義はしばしば両義的である。また、いわゆる平時（平和）への移行は、たいがいの場合、飛躍的にではなく、漸次的に進む。紛争下においても、「紛争後」の国のあり方や秩序を実現せしめる何らかの前提条件が日々蓄積されているのである。包括的なプロセスを重視する見方に立つことによって、こういった実態に寄り添った紛争認識を得ることができる。

本研究会がキーワードとして掲げる国家形成は、以上に説明してきた包括的プロセスのうち、国家との関係において展開される側面を念頭に置いたものである。紛争を単に破壊と混乱と見なすのではなく、前段で述べた、「「紛争後」の国のあり方や秩序を実現せしめる何らかの前提条件」の蓄積に焦点を当てようとの狙いに立って、この用語が選択されている。

² 一例を挙げれば、軍事的に優位な位置にあったチャールズ・テイラーが1997年にリベリア大統領に当選したことは、選挙後の政治的秩序の回復にとって一定の貢献となったであろうが、皮肉にもそのテイラーの強権化が第2次内戦を招来することになった。

第2節 国家の「形成」か「変容」か

以上に示したとおり、本研究会のキーワードとしての国家形成は、さしあたりの大まかな問題意識ないし着眼点を示すものであった。次に本節では、この国家形成という概念が、これまでの政治学の先行研究でどのような問題関心において使われてきたかを簡単に整理し、本研究会が目指すべき方向性と論点について検討を行ってみたい³。

政治学において国家形成という主題は、行動主義政治学の隆盛にともない忘却されていたが、1960～70年代から、比較政治と国際関係論の分野を中心に研究が盛んになり、近代国家の鍵となる特徴との関連で議論がなされるようになった。とくに、ウェーバリアン的な国家観の見地から、社会的資源の動員・吸収能力と強制力の行使能力にかかわる、暴力の独占、合法的支配、権威の正統性などの側面に焦点が当てられた。そこでの論点は、社会生活、政治生活を統制する能力を備えた政府が、制度、経済的変動（資本主義、階級形成）といかに相関してきたか、正統性との関連でのエリート形成や忠誠の源泉（親族、エスニシティ、宗教などからナショナリズムへの移行）の問題、領域国家（帝国からの移行）をめぐる問題などであった（Spruyt [2007]）。

また、Tilly [1985] の研究を嚆矢として国家形成と戦争の関係も注目されるようになり、「戦争遂行と国家の強化」をめぐる一連の議論が今日に至るまで展開されている（Luttwak [1999] ; Herbst [2004] ; Eriksen [2005] ; Spruyt [2007]）。国家論研究は、途上国の国家の性格付けをめぐる研究としても展開されており（Jackson [1987] ; Migdal [1988]）、その系譜の延長上に、近年の「崩壊国家」、「失敗国家」をめぐる議論が展開されている⁴。さらに、紛争後の国家建設の課題を指し示す概念として、国家形成を使用する研究も見られる（Wimmer and Schetter [2003]）⁵。

以上の研究潮流をごく大まかに整理し直せば、国家形成という観点は、ウェーバリアン的な国家像への接近（国家としての強化）ないし現にそこに観察される国家のあり方・性格付けを問題にする研究潮流のなかで意識されてきたものであり、歴史的プロセスの再構成やそこに寄与した要因の解明を目指す研究がこれまでに展開されてきたと言えるだろう。

こういった研究潮流を踏まえたうえで言えば、本研究会で念頭に置いている「包括的な

³ 先行研究のレビューは主に Spruyt [2007] に依拠した。

⁴ 近年のアフリカの紛争を「ポストコロニアル家産国家」の変容過程と見立てる武内[2009]も、この系譜に位置づけられるかもしれない。

⁵ 紛争後の復興という関心に立った国家の機能強化を示すのに、国家建設 (state building) という概念が近年よく使用される。この概念は、ウェーバー的な国家観によく適合したものであり、国家形成と対象領域が重なる。ただ、国家建設という用語には近代化という含意が強く感じられ、研究対象の範囲も比較的限定的である。また何よりこの概念は、本研究会のキーワードとしての広義の国家形成とは、問題意識の質が異なるようにも感じられる。

プロセス」は、国家との関係に照らして大きく4つの研究水準に分けられそうである。第1は、国家を全体として捉えたいうで、その性格付けに焦点を置く国家論的な水準、第2は、国家機構の具体的な変化に焦点を当てる水準、第3に、国家や権力構造の維持や機能に関与するインフォーマルなものも含めた制度形成という水準、第4に、国家の日々の姿を形作る、政治情勢や紛争の展開過程に力点を置いた研究水準、である。

このように暫定的に研究水準を切り出したのち、次に問題となるのは、研究者の関心のスタンスである。考えられるスタンスは大きく2つ考えられる。一つは、国家のあり方、機構、制度などに関して観察される何らかの特定状態を前提として、そこに至る（ないしはそこからの）変化に着目するものである。もう一つは、何らかの特定状態を措定せず、カレントな情勢（ないし特定の対象期間）における変化に着目するものである。どちらのスタンスも包括的なプロセスに注目する点で共通するものの、前者の力点は特定状態に向かう方向性にあるが、後者は必ずしもそうではない。さしあたりの大まかな問題意識ないし着眼点としての国家形成という、本研究会の出発点であるキーワードは、この2つの研究スタンスを未分化の状態で含み込んだものだが、現時点で暫定的な腑分けをすれば、前者の研究スタンスには、より厳密な意味での「形成」という語彙が、他方、後者の研究スタンスには、変化の方向性の評価について相対的に中立的である「変容」(transformation)という語彙が、それぞれ適切ではないかと考えられる⁶。

「形成」と「変容」のうちどちらを念頭に置いて包括的なプロセスに注目するかは、研究者の歴史観と関心の質に深く関わることだが、それにとどまらず、研究対象の現実に照らした適合性とも深く関わってこよう。研究スタンスと現実の適合性という問題は、紛争が多様なあり方をとるだけに、とりわけ重要な問題となる。ここでは紛争の多様性について、簡単な類型論を行って整理してみたい。

そもそも、紛争(conflict)は、特定の利害をめぐる当事者間の係争を意味する概念であり、この延長で考えれば、当事者間の交渉において暴力が動員されるものを武力紛争(armed conflict)と呼ぶという概念整理は可能である。この場合の暴力は、交渉の様式として、合目的的に理解されうるものとなる。この基本的なイメージに合致する事例としては、国家間戦争のほか、アパルトヘイト期の南アフリカ(黒人側の解放組織と国民党政府の対立)も挙げられる。

他方で、近年では、この基本的なイメージに収まらない紛争が多発している。スーダンとエチオピアのフィールドでの紛争体験を踏まえ、栗本英世は、1990年代にアフリカで多発した紛争について、「国家、反政府組織、反政府組織を支援する人々という、紛争の三主体をめぐる理念と現実は、地域、民族、宗教などの要因がからまり、政治化の力が作用する場において、複雑に錯綜しながら展開している」(栗本 [2001: 395])という紛争像を提

⁶ ここでは扱わないが、前注で言及した「(国家)建設」との異同についても、今後検討が必要であろう。

起した⁷。また、グッドハンドらは、世界各地で発生した紛争事例を視野に入れて、紛争の現場で起こっているのは様々な領域にわたる人道的な惨禍であるとの認識に基づき、緊迫暴力複合（complex political emergencies）という概念を提示している（Goodhand and Hulme [1999]）⁸。

「錯綜」と「複合」の状況を示すために、筆者が主な検討対象とする、コートディヴォワール内戦の例を挙げておきたい。内戦期のコートディヴォワールで行使された暴力は、ざっと数え上げただけでも、政府軍と反乱軍の交戦、政府による索敵活動やスラムの破壊、和平プロセスをめぐる政治対立の顕在化（野党の和平推進デモの武力弾圧、政権派民兵による野党支持者への攻撃、秘密警察による野党活動家の拘束）、国際的な平和維持軍による武力行使（対反乱軍、対政府軍、治安維持活動での対民間人）、略奪等（リベリア人傭兵、民兵）、暴力的・強制的性格を持つ徴発（政府、反乱軍）、自警団などによる暴力（ローカルな問題の暴力化）などがある。紛争の基本構図である政府軍と反政府軍の対立にとどまらず、内戦状況に対応した様々な主体の関与により、派生的な対立軸が生じ、暴力が広がっていった様子をここにかがうことができる。このような「錯綜」と「複合」は、本研究会で扱う事例としては、ケニア、ソマリア、イラクでも観察されるものである。

また、別種の考慮が必要とされる現象として、レバノンやイラクでみられる、いわゆるテロがある。レバノンやイラクで頻発する要人暗殺や爆弾テロは、その多くが犯行声明も出されないか、声明を出した団体の素性や目的が不明な場合が多いという⁹。これらの暴力は、宣戦布告や和平合意といった区切りもなく、通常政治過程と並行して起こっており、武力紛争に匹敵する死傷者を出しているにもかかわらず、紛争の基本的イメージに合致しない。にもかかわらず、テロが武力紛争の様相を呈する状況を構成する要素であることは間違いない¹⁰。

⁷ とくに近年のアフリカの事例では、組織的ないし集団的な暴力が行使されているが、利権構造、主体、両者の関係が必ずしも明確でないか、理解困難なものが多く見られる。事実認識が難しい例としてはケニアの2007年選挙後紛争暴力が挙げられる（松田 [2010]；津田 [2010]）。また、行使者は特定できるか、利権（利害）に照らした意図や、動員された暴力のスケールとの関係の理解が難しい例として、1994年のルワンダ大虐殺（武内 [2009]）、内戦期シエラレオネにおける革命統一戦線（RUF）による民間人の四肢切断などが挙げられる（落合 [2003]）。

⁸ この概念は、物理的暴力と同義で紛争概念を用いることの問題性を踏まえて提起されている。

⁹ 研究会での青山、山尾委員の指摘による。遠藤論文が扱うソマリアでも、ある時点から自爆テロが開始されるようになったとの指摘がある。

¹⁰ 冷戦終結に伴って、テロという事象が質的に変化したとの指摘（ゲイロー／セナ [2008: 9-11]）は、同じく冷戦以後に多発するようになった紛争との関連で興味深い。武内 [2000] が強調する、アフリカでの紛争の「民営化」や、本研究会の事例研究にも数多く登場する民兵などの事例は、紛争や政治暴力の定義や、検討の際に含めるべき事象をめぐる問題を提起している。

本研究会で扱う事例を主に念頭に置いて行った以上の整理では、①利害関係が明確な当事者間交渉という基本的なイメージに沿った暴力的な対立、②中心的な対立軸から派生ないし逸脱した対立軸を伴って錯綜した展開を遂げる複合体、③武力行使の特異な様式であるテロリズムの持続的な発生状態（①②それぞれと同時並行的に行われる場合もある）という、3 類型を示した。このうち、①は、争点の解消という期待される方向性が明示的なため、「形成」という観点により適合的な紛争類型と言えるだろう。他方、②は、派生ないし逸脱した暴力による攪乱を強く受け、関与する主体も多様化するため、方向性は見えにくい。③も、中東地域での現実には必ずしも明示的でないため、攪乱的な要素を強く持つ。②と③に関しては、変化の方向性をあまり強調しない「変容」という観点の方がより適合的だと言える。

以上の検討は、あくまで研究会での初年度の議論を踏まえた暫定的なものであるが、国家にかかわる包括的プロセスを紛争との関連において考察していく際に、考慮すべき基本的な論点を提起していると考えられる。以上の考察を踏まえて言えば、あらゆる紛争は、「形成」の相において理解すべき現象と「変容」の相において理解すべき諸現象の混在態であり、そこでは影響力と相互関係の特異な配列（configuration）が立ち現れている。紛争をこのようにイメージすることによって、紛争下で展開している包括的なプロセスを分析的に取り扱う糸口がつかめるのではないかと期待される。

第3節 本報告書の構成

本報告書は、この序章のほか、6 編の事例研究の中間報告からなる。各章の内容は以下のとおりである。

第1章「イラク覚醒評議会と国家形成——紛争が生み出した部族の非公的治安機関をめぐる問題——」（山尾大）は、戦後イラクにおいて、地域コミュニティの治安維持能力を喪失した中央政府に代わって、米軍が治安維持の任務にあたらせた、部族による非公的治安機関である覚醒評議会を対象としている。覚醒評議会の形成は、本来中央政府が一元的に管理すべき暴力装置を、逆に拡散させることに帰結したとの認識に立ち、覚醒評議会が、治安維持に加えて、独自の政治利害に基づく政治参加を始めたことで、①暴力装置の一元的管理、②治安機関の専門化という二つの課題が露呈し、国家形成を遅らせたことを明らかにしている。

本論文は、国家の基本的な機能の一つである治安維持に焦点を当てている。治安維持機能は、国家機構の能力に直接関わる問題であるが、それが逆に暴力の拡散を招くに至るという逆説的な状況に注目した点に、同章の特色がある。また、非公的暴力装置という観点は、近年の紛争において注目されている民兵や民間軍事会社などとの比較研究や、「国家

による暴力装置の独占」というウェーバリアン的なテーゼにもかかわる論点を提起している。

第2章「アパルトヘイト後の南アフリカにおける「紛争と国家形成」(阿部利洋)は、「紛争と国家形成」というテーマに対して、「アパルトヘイト体制下の紛争が、その後の南アフリカ社会における法規範の回復に関して、どのような影響を及ぼし、あるいは機能を果たしたか」という問いを設定し、とりわけ法執行機関の変化を取り上げることから、その問いを検討している。具体的に取り上げられるのは、コミュニティ・ポリス・フォーラムと呼ばれる警察改革の動向であり、その制度の変遷や受容のされ方が検討されている。

同章は、係争点と当事者が明確な、基本的なイメージで捉えられる紛争であったアパルトヘイト後の状況のなかから、司法と警察の領域に焦点を当てたものである。治安維持機関に注目した点で第1章と共通するが、この章はこの問題を、機構そのものの動向にとどまらず、国民との関係において捉えることを試みている点に特徴がある。この観点は、法の支配や国民統合といった、より幅広い問題領域への連結も期待されるものである。

第3章「ケニアにおける憲法改正問題と「選挙後暴力」——2008年以後の動きを中心に——」(津田みわ)は、2007年総選挙後の「選挙後暴力」によって未曾有の政治危機に陥ったケニアを対象とし、この危機の調停の産物として組み上げられた暫定憲法の枠組みに注目している。この暫定憲法の枠組みは紛争の調停と和解のための道具であると同時に、危機発生以前に遡る1990年からのケニアの憲法改正プロセスの最前線でもあると同章は指摘する。そのうえで、同章は、ケニアの法制度改革のプロセスにおいて「選挙後暴力」と暫定憲法の持つ意味を考察していくための準備作業として、この暫定憲法枠組みの成立にいたる経緯の跡付け、イシューごとの暫定憲法枠組みの内容整理、そして残された課題の同定を試みている。

いうまでもなく憲法は、国家権力を運営する機構、権限、ならびに相互関係を明記したものであり、近代国家を支える制度的基盤であるが、そこには制度設計に関する政治的意思も体现されている。とくにケニアの場合は、一党制期の遺産である大統領の強大な権限に歯止めをかけるというテーマのもと、「民主化」後の時代に登場した政治勢力の力関係を律するルールという観点からも、憲法のあり方は政党間での持続的な折衝の焦点となってきた。国家の制度的デザインと政治勢力間関係の相互関係が議論されるアリーナとしての憲法という視点は、制度面での国家の変容と政治過程の緊密な結びつきを照らし出す、格好の視点を提供してくれるものである。

第4章「レバノン——宗派主義制度下の武力紛争——」(青山弘之)は、近年の中東地域において政治の麻痺がもっとも深刻だとされるレバノンに着目し、同国の政治主体を当事者とする武力紛争/低強度紛争が宗派主義制度と呼ばれる独自の政治制度のもとでいかなる意味を持っているのかを解明している。具体的には、分析対象となるレバノン国内の紛争について述べられたのち、宗派主義制度の欠陥、同国における政治の麻痺が政治主体間

の武力紛争に帰結する仕組み、2005年4月から2009年9月にかけてのレバノンの政治主体の同盟関係・対立関係の変化が検討され、レバノンの紛争と国家形成（ないしは変容）の関係に関する暫定的な結論が提示されている。

同章は、レバノンという国の独立以来の政情を強く拘束する宗派主義という制度に注目し、その制度的欠陥が暴力的な政治対立につながるという視点を提示している。もともと宗教的多元性に対応するために導入された多極共存型民主主義の制度であるにもかかわらず、激しい政治対立を惹起してきた宗派主義制度は、国家形成という観点に照らして両義的な制度だと言えるだろう。そのような問題性が、制度としてのデザインに本来的に起因するのか、歴史的な要因の介在によってそのように機能するように変質したのかなど、レバノンの事例は、国家の形成と変容にとって興味深い論点を含んでいる。

第5章「ソマリアにおける「紛争」と国家形成をめぐる問題系」（遠藤貢）は、1991年以降今日に至るまで、実効的な領域統治を行うことができる政府が不在であるソマリアを取り上げ、この政治現象が提起している、「紛争」という範疇の問題としてだけでは理解できない複合的な問題に注目している。ソマリアをめぐる行われてきた錯綜した概念利用の中にソマリアに関わるどのような問題が読み込まれているかが考察の焦点である。

破綻国家としてのソマリアは、国土と国民の統治に当たる中央政府が不在であるにもかかわらず、国際的には主権国家として扱われているという、逆説的な状況のもとにある。それゆえソマリアは、紛争がもたらしうる変容の極限的な姿を提示していると言っても過言ではない。同章ではさらに、国家と政府を概念的に区別することをおして、単に中央政府による統治が解体した状態としてではなく、一つの特異な国家のあり方として破綻国家を理念的に提示する試みを行っている点に特徴がある。

第6章「「人口」の確定という国家形成の課題——コートディヴォワールの和平プロセスにおける有権者登録の事例から——」は、本稿は、コートディヴォワールの和平プロセスにとって最大の障害となっている、有権者登録をめぐる問題に焦点を当て、人口の計数・管理技術という視点から、コートディヴォワールにおける紛争と国家形成について考察している。先行研究において、「コートディヴォワール国民とは誰か、コートディヴォワール人とは誰か」をめぐる問題として議論されてきた同国の有権者登録の問題について、近代国家における「人口」の確定という、やや違った視点から分析の可能性を探るのが狙いである。

同章は、人口の確定とその計数・管理という、近代国家の機能強化に直接関わる問題が、紛争の一つの背景となり、かつ紛争からの脱却を阻害する要因になっている点に着目している。コートディヴォワールの事例は、近代国家の機能強化策の一環として和平プロセス下で進められた有権者登録の作業に排除の政治が入り込み、さらなる対立の根源となるという逆説も提示している。焦点を当てている現象こそ異なるものの、国家の機能強化を視野に入れた政策が、国家の安定を阻害する状況を生み出すという逆説、ないし両義的状況

は、紛争と国家形成(ないし変容)における一つの典型的な状況と言えるのかもしれない。

むすび

以上、本章では、研究会の基本となる問題意識、初年度の議論を踏まえた研究会の今後の方向性、本中間報告での各論文の内容について述べてきた。これを踏まえ、今後の課題について述べておくことにしたい。

まず中間報告段階での到達点を確認しておけば、狭義の国家形成と紛争がともに両義的な歴史事象であることが事例研究をとおして明確にされた点は成果であろう。国家の制度、機能、行政能力などの強化が、ときに政治対立の激化や予想外の混乱といった派生的な現象を惹起していくことを、本研究会のいくつかの事例研究が示している。これは、当初の期待に逆行する結果や意図せざる帰結が、その後の紛争に新たな前提条件や要素を供給し、ダイナミックな歴史的プロセスが展開しているという、本研究会の基本認識を裏付けるものである。他方、紛争も、特定の方向性を持つ形成的な相だけでなく、価値的な方向性が曖昧な変容の相をともに含み持つことが、事例研究で示されている。狭義の国家形成と紛争が相互にもたらしかつ影響は、特定の(好悪いずれかの)方向性を強化するかたちで作用することもあれば、矛盾しかつものでもあり、結果として、複雑な包括的プロセスが展開されることになるのである。

本研究会の事例研究は、それぞれの研究上の関心と対象国の特異な状況を踏まえて、この包括的プロセスの一樣相を分析しているわけだが、現時点での力点や対象領域は多彩である。これは、紛争と国家形成という着眼点の先にある問題の広がりを目指しているが、次年度の研究会においては、事例研究間の対応と分業を最終成果においていかなるかたちで設定していくかが課題となろう。この過程では、国家論、国家変容、狭義の国家形成、国家建設などといったより個別的な問題視角について有効性を吟味し、出発時のキーワードである広義の国家形成のなかに未分化に含まれていた諸相をさらに厳密に腑分けする作業が必要となつてこよう。また、第2節で挙げた4つの研究水準に沿って、それぞれの事例研究から幅広い論点上の意義を汲み出すよう務めることも重要であろう。

参考文献

〈日本語文献〉

遠藤貢 [2001] 「アフリカを取り巻く「市民社会」概念・言説の現在——その位置と射程

- 」(平野克己編『アフリカ比較研究——諸学の挑戦——』アジア経済研究所 147～186 ページ)。
- 落合雄彦 [2003] 「シエラレオネ紛争における一般市民への残虐な暴力の解剖学——国家、社会、精神性——」(武内編 [2003: 337-370])。
- 栗本英世 [2001] 「民族・宗教・地域的対立の政治化と紛争」(総合研究開発機構・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院 353～359 ページ)。
- ゲイロー, J=F, D・セナ [2008] 『テロリズム——歴史・類型・対策法——』白水社。
- 武内進一 [2000] 「アフリカの紛争——その今日的特質についての考察——」(武内進一編 [2000: 3-52])。
- [2009] 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産国家とルワンダ・ジェノサイド——』明石書店。
- 武内進一編 [2000] 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』アジア経済研究所。
- 編 [2003] 『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐる——』アジア経済研究所。
- 編 [2008] 『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所。
- 津田みわ [2010] 「2007 年選挙後暴力」後のケニア——暫定憲法枠組みの成立と課題——」(『アフリカレポート』 No.50 10～15 ページ)。
- 松田素二 [2010] 「理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか——2007 年ケニア選挙後暴動の軌跡——」(『アフリカレポート』 No.50 3～9 ページ)。

〈外国語文献〉

- Eriksen, Stein Sundstøl [2005] “The Congo War and the Prospects for State Formation: Rwanda and Uganda Compared,” *Third World Quarterly*, Vol.26, No.7, pp.1097-1113.
- Goodhand, Jonathan, and David Hulme [1999] “From Wars to Complex Political Emergencies: Understanding Conflict and Peace-Building in the New World Disorder,” *Third World Quarterly*, Vol.20, No.1, pp.13-26.
- Herbst, Jeffrey [2004] “Let Them Fail,” in Robert I. Rotberg ed., *When States Fail: Causes and Consequences*, Princeton: Princeton University Press.
- Jackson, Robert [1987] “Quasi States, Dual Regimes, and Neo-classical Theory: International Jurisprudence and the Third World,” *International Organization*, Vol.41, No.4, pp.519-549.
- Luttwak, Edward N. [1999] “Give War a Chance,” *Foreign Affairs*, Vol.78, No.4, pp.36-44.
- Migdal, Joel S. [1988] *Strong Societies and Weak States: State-Society Relations and State Capabilities in the Third World*, Princeton: Princeton University Press.
- Spruyt, Hendrik [2007] “War, Trade, and State Formation,” in Carlos Boix and Susan C. Stokes eds.,

- The Oxford Handbook of Comparative Politics*, Oxford: Oxford University Press, pp.211-235.
- Tilly, Charles [1985] "War Making and State Making as Organized Crime," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol eds., *Bringing the State Back In*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.169-191.
- Wimmer, Andreas, and Conrad Schetter [2003] "Putting State-formation First: Some Recommendations for Reconstruction and Peace-Making in Afghanistan," *Journal of International Development*, Vol.15, No.5, July, pp.525-539.